

平成 2 9 年度三木町農業委員会  
3 月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成 29 年度三木町農業委員会  
3 月定例会議事録

(会 期) 1 日間  
(開催年月日) 平成 30 年 3 月 22 日  
(会議時間) 13 : 30 ~ 14 : 45  
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室  
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 16 名

1 番	渡辺 正春	11 番	井戸 俊博
2 番	佐竹 一夫	12 番	藤澤 勇一
3 番	藤本 義伸 (欠席)	13 番	中川 詰郎
4 番	香西 俊之	14 番	谷井 正隆
5 番	新地 照男 (欠席)	15 番	鎌倉 博之
6 番	溝渕 廣明	16 番	小松 洋子
7 番	松田 隆雄	17 番	鎌倉 守
8 番	香川 県	18 番	高尾 壽一(会長職務代理) (欠席)
9 番	入倉 修一	19 番	脇 博文(会長)
10 番	多田 孝夫		

(事 務 局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 大西浩之係長
7. 岡田知樹主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借返還通知について

(2) 農業委員の辞任に関する件について

(3) 青年等就農計画認定申請について

(4) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(5) その他

## 事務局

それでは、3月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等9件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画と農業委員の辞任についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、藤本委員、新地委員、高尾会長職務代理です。定例会議事録署名委員につきましては、小松委員と鎌倉委員をお願いいたします。それでは協会長よりお願いします。

## 会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が3件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしくお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字馬場 2筆 1,014㎡

地目：畑2筆

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転公売

番号2 申請地：平木字荒木 1筆 681㎡

地目：田1筆

譲渡理由：自作地相互の交換

譲受理由：自作地相互の交換

権利：所有権移転交換

番号3 申請地：平木字荒木 2筆 700㎡

地目：田2筆

譲渡理由：自作地相互の交換

譲受理由：自作地相互の交換

権利：所有権移転交換

番号1から番号3につきましては、下限面積要件等問題がありませんでした。

## 会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

## 事務局

番号1については、地元委員が欠席のため、事務局から説明します。番号1は2月の定例会で公

売案件について適格証明願の申請があり、適格証明をした案件です。今回、譲受人に売却決定通知が出されたので、3条申請を改めてするものです。

9番委員

番号2及び番号3について、譲渡人、譲受人が両者お互いの利便性を考え、所有農地の等価交換を行うもので、特に問題はないものと思われます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字池上 1筆 813㎡  
地目：畑1筆  
現況：畑1筆  
目的：駐車場  
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：池戸字大塚 1筆 352㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：新築住宅平屋建 1棟 85㎡  
権利の種類：所有権移転贈与  
併用地：宅地等 91.8㎡

番号3 申請地：朝倉字池尻 1筆 17㎡

地 目：畑1筆  
現 況：道路1筆  
目 的：宅地拡張  
権利の種類：所有権移転売買  
併 用 地：宅地 570.46㎡  
造 成 時 期：平成16年頃から

番号4 申 請 地：氷上字長楽寺 11筆 1367.93㎡  
地 目：田10筆、畑1筆  
現 況：田11筆  
目 的：分譲住宅2階建 6棟 384.76㎡  
権利の種類：所有権移転売買  
併 用 地：農道、水路 46.62㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告願います。

## 1.2 番委員

それでは、現地調査の報告を行います。3月分の農地法関連の申請について去る、平成30年3月16日(金)の午前9時から5条申請3件につきまして、協会長、高尾職務代理者、鎌倉博之委員、小松委員(当番委員)、事務局3名の合計7名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請、番号3です。こちらにつきましては、既に造成が行われており、家への進入路として利用されている状況でしたが、始

末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

事務局

番号1については、地元委員が欠席のため、事務局から説明します。譲受人は申請地の北側にある宗教団体になります。参拝者用の駐車場が現在のものでは手狭ということで新たに20台程の駐車確保スペースをとって、すぐ南にある当該申請地を選定したものです。譲渡人は、県外在住で営農を長らく行っておらず、今後も営農の計画がないため、両者の話がまとまったものです。排水方法等も地元水利組合の承認を得ており、特に問題はないと思われま

12番委員

番号2について、譲渡人と譲受人は叔父甥の関係です。場所については、三木国分寺線から南に入ったところで、住宅が多く建ちならび周辺への支障はないとおもいます。

6番委員

番号3について、譲受人の住宅への進入路が狭いということで、平成16年当時に話し合いで仮登記しておりましたが、本登記をしないままでした。今回、譲渡人が相続した際に発覚したものです。この進入路は、譲受人の生活路として利用されております。

13番委員

番号4に関しては、以前と内容は同じですが、この後、事務局から改めて説明があると思いますが、隣接農地の関係で、当初は一部訂正を行って面積変更を行う予定でしたが、再申請となったものです。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

番号4について、併用地で、農道、水路とありますが、残すのですか。それとも、用途廃止をするのですか。用途廃止ならその許可は出てますか。

事務局

農道については、用途廃止の手続きをするということで、申請中と聞いております。許可については、現段階では確認はとれておりません。

12番委員 わかりました。

会長

他にありませんか。

13番委員

番号4ですが、前回あった用水についての対応はどうなっていますか。

事務局

間に入っている調査士から、擁壁を少し引いて、用水に降りれるようトラップを付け対応すると聞いております。

13番委員

そのことは水利組合は知っているのですか。

事務局

水利と話をして再度、了承を得ていると聞いています。

13番委員

わかりました。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号、非農地証明願について

番号1 申請地：朝倉 1, 345㎡

地 目：畑



目 的：山林

番号2 申 請 地：鹿庭 2, 466 m<sup>2</sup>

地 目：畑

目 的：山林、原野

番号1について、説明します。

申請地は、南側、東側から山林に取り込まれるような形で、山林になっており、農地への復旧が見込まれないため、申請がされたものです。平成13年に相続を受けた当時から、山林であり、課税も山林で課されているため、今回申請に至ったものです。

番号2について、説明します。

申請人は、平成3年に県外に移住し、申請地については、これまで耕作を行っておらず、その結果周囲の山林に取り囲まれるような形で山林になっています。一部については、山林までになっておりませんが、原野になっており、農地への復旧の見込みもないため、申請されたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

番号2について、非農地証明をして、山林にするわけだけど、山林の場合、林地開発をする恐れがある場合には、県のみどり保全課で林地開発の手続きが必要になると思いますが、林地開発に対する指導はしていますか。

事務局

この申請については、地目変更した後の計画は聞いておりません。そういった相談があった場合には、県みどり保全課での協議を行うよう説明しています。また、1,000 m<sup>2</sup>を超えるような場合には、土木建設課での開発協議をするよう併せて説明しています。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が15件、再設定が19件で合計34件になります。総設定面積は91,452㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は7件で、総設定面積17,836㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第5条の規

定による許可申請の取下について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第5条の規定による許可申請の取下について

番号1 申請地：氷上字長楽寺 11筆 1, 345.93㎡

地目：田10筆、畑1筆

取下理由：その他

番号1について、議案第2号、番号4に関連しています。

分譲住宅の建築予定として申請されたものですが、この度、土地の面積に変更があり、そのことが許可前に発覚したために、一旦、取下げし、新たな面積で申請をしております。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで終わります。続きまして、報告案件、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：井上字西山田 3, 621㎡

地目：田

解約日：平成30年2月21日

解約理由：借り手の変更

番号2 申請地：田中字天枝 1, 567㎡

地目：田

解約日：平成30年2月14日

解約理由：労力不足

番号3 申請地：奥山字中山 2, 760㎡

地目：田

解約日：平成30年3月1日

解約理由：労力不足

番号1について、借り手の変更のため解約するものです。

番号2について、労力不足のため解約するものです。

番号3について、労力不足のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第3号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：下高岡 3, 627 m<sup>2</sup>

地 目：田、畑

解 約 日：平成30年3月1日

解 約 理 由：贈与のため

番号2 申請地：平木 3, 725 m<sup>2</sup>

地 目：田

解 約 日：平成30年3月1日

解 約 理 由：借り手の変更

番号3 申請地：井上 3, 151 m<sup>2</sup>

地 目：田

解 約 日：平成30年3月1日

解 約 理 由：借り手の変更

番号4 申請地：井上 2, 251 m<sup>2</sup>

地 目：田

解 約 日：平成30年3月1日

解 約 理 由：借り手の変更

番号5 申請地：氷上 5, 733 m<sup>2</sup>

地 目：田

解 約 日：平成30年3月1日

解 約 理 由：借り手の変更

番号6 申請地：池戸 1, 523 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
解約日：平成30年3月1日  
解約理由：本人耕作

番号7 申請地：井上 2, 197 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
解約日：平成30年2月5日  
解約理由：本人耕作

番号8 申請地：平木 2, 609 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
解約日：平成30年3月1日  
解約理由：本人耕作

番号9 申請地：平木、池戸 7, 137 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
解約日：平成30年3月1日  
解約理由：本人耕作

番号1について、贈与を行うため、親子間で行っていた使用貸借を解約するものです  
番号2から番号5について、借り手の変更で、現在の借り人の子が新規就農者であり、そちらに  
借り手を変更する予定のため解約するものです。

番号6について、本人が耕作するため解約するものです。

番号7について、本人が耕作するため解約するものです。

番号8について、本人が耕作するため解約するものです。

番号9について、本人が耕作するため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

12番委員

農地機構と契約しているものを解約していますが、6年、10年で契約をしていると思いますが、  
可能なんですか。

事務局

貸し手、担い手の合意を得ての解約となっています。ただ、担い手への集約、集積をする関係上、  
契約時には契約期間中での解約については、行わないようお願いをしています。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、議案第6号、農業委員の辞任に関する件について、私から説明をします。

平井地区の新地委員さんから体調不良により辞任をしたいという申し出があり、休養をしつつ続けていけないかと提案をしていたのですが、やはり、どうしても無理だということです。新地委員さんの意思は固いようです。本人の体が一番で、体調が悪いというのであれば、仕方ないと思います。なお、新地委員さんからは、町長、農業委員会会長宛の辞職願が提出されております。

それでは、農業委員会法第13条第1項、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任することができるのとありますので、新地委員の体調不良により辞任するという点について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。やはり、体調不良であるということで仕方ないことだと思います。しかし、極力このようなことがないということが一番です。なお、町長の同意についても手続きを進めるよう事務局をお願いします。

続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

青年等就農計画認定申請について説明します。これまで、香川県にて認定を行っていた認定就農者制度は、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町が認定するようになり、これを受け平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領の制定を行っております。平成30年2月28日に変更申請1件、新規申請1件の青年等就農計画認定申請がありましたので、同要領第5条第1項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。

(資料読み上げ、新規就農者から説明)

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

新規認定の方ですが、現在がいちご11aで1,000kg、5年後の目標が21aで、12,000kgですが、この数字はあっていますか。

事務局

いちごにつきましては、初年は9月ごろから作付けが始まり、収穫が早くて11月ごろからになります。そのため、初年の生産量は、11月、12月の2か月で算定しております。5年後の目標につきましては、年間を通しての算定をしております。1反あたり6トンの見込みでしております。

12番委員

わかりました。

会長

他にありませんか。

6番委員

いちごは、一反あたり5トン、6トンの収量見込みがありますので、頑張ってください。

新規就農者

ありがとうございます。がんばります。

会長

それでは、青年等就農計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年3月 日

会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_